

麗澤大学学生の留学に関する規程

昭和 60 年 4 月 1 日制定
令和 3 年 4 月 1 日最近改正

(目的)

第 1 条 この規程は、麗澤大学学則第 28 条第 4 項及び麗澤大学大学院学則第 25 条第 4 項の規定に基づき、学部及び大学院の学生の留学に関する事項について定めることを目的とする。

(定義)

第 1 条の 2 留学とは、本学の許可を受けて外国の大学又はこれに準ずる高等教育研究機関に在学し、授業科目を履修又は研究指導を受けることをいう。ただし、本学学生が休学して外国で学修する場合、又は海外研修等の場合はこの規程を適用しない。

(留学先)

第 2 条 留学の対象となる外国の大学とは、本学と協定を結んだ大学又は学長が認定した学位授与権を持つ大学、若しくはこれに相当する高等教育研究機関とする。

2 前項の規定に関わらず、学生の希望に基づき学部教授会(以下「教授会」という。)又は研究科委員会が認定した機関については、留学を認めることがある。

(留学資格)

第 3 条 留学を認める学生は、本学が定めた留学要件を満たした者とする。

2 前項の要件は、別に定めるものとする。

第 4 条 削除

(出願手続)

第 4 条の 2 留学を志願する者は、所定の留学願を学長に提出しなければならない。

(許可)

第 4 条の 3 留学の許可は、グローバル教育推進運営委員会の議を経て、学長が決定する。

(留学期間)

第 4 条の 4 留学期間は、原則として 1 年以内とする。

(終了手続)

第 4 条の 5 留学を終了し、帰国した学生は、速やかに所定の留学終了届に履修期間及び成績が明記されている単位修得証明書、又は研究期間及び研究内容が明記されている証明書を添付し、学長に提出しなければならない。

(単位認定)

第 5 条 留学中に履修した科目の単位の認定は、教授会又は研究科委員会の議を経て、大学又は大学院で修得すべき授業科目の単位として認定する。

2 前項により認定する単位数と表記については、各学部又は各研究科の授業科目の履修及び単位認定に関する規程の成績評価に関する規定に従う。

(定めのない事項)

第6条 この規程に定めのない事項については、教授会又は研究科委員会の議を経て定めるものとする。

(事務の所管)

第7条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室・グローバル教育推進室が所管する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長がこれを定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、昭和62年4月1日から改定施行する。
- 3 この規則は、平成2年4月1日から改定施行する。なお、この規則は、平成3年度以前の入学者に適用する。
- 4 この規則は、平成8年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成24年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成25年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、平成27年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 10 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、令和3年4月1日から改定施行する。

この規程の改定施行により、従前の麗澤大学大学院学生の留学に関する規程は廃止する。